# 第7章 財政

#### 第83条【財政処理の基本原則】

国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

#### 第 84 条 (課税)

あらたに租税を課し,又は現行の租税を変更するには,法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

#### 第85条【国費の支出及び国の債務負担】

国費を支出し,又は国が債務を負担するには,国会の議決に基づくことを必要とする。

# 第86条【予算】

内閣は,毎会計年度の予算を作成し,国会に提出して,その審議を受け議決を経なければならない。

### 第87条【予備費】

- (1)予見し難い予算の不足に充てるため,国会の議決に基づいて予備費を設け,内閣の責任でこれを支出することができる。
- (2)すべて予備費の支出について,内閣は,事後に国会の承諾を得なければならない。

#### 第88条【皇室財産・皇室の費用】

すべての皇室財産は,国に属する。すべての皇室の費用は,予算に計上して国会の議決を経なければならない。

## 第89条【公の財産の支出又は利用の制限】

公金その他の公の財産は,宗教上の組織若しくは団体の使用,便益若しくは維持のため,又は公の支配に属しない慈善,教育若しくは博愛の事業に対し,これを支出し,又はその利用に供してはならない。

### 第90条【決算検査,会計検査院】

- (1)国の収入支出の決算は,すべて毎年会計検査院がこれを検査し,内閣は,次の年度に, その検査報告とともに,これを国会に提出しなければならない。
- (2)会計検査院の組織及び権限は,法律でこれを定める。

#### 第91条【財政状況の報告】

内閣は,国会及び国民に対し,定期に,少くとも毎年1回,国の財政状況について報告しなければならない。